

町長と語りましょう「町長と語る会」実施要領

(趣旨)

第1条 町長と語る会は、町民と町長との対話を通じ、町政への理解を深めていただくとともに、町政に対する意見や提言を聴くことにより町民参加の協働によるまちづくりを推進することを目的に開催するものとする。

(開催)

第2条 町長と語る会は、区及び各種団体又はグループなどを単位に原則5人以上で開催する。

(参加者)

第3条 町長と語る会に参加できる人は、原則として町内在住者とする。ただし、当該団体又はグループを対象に開催する場合については、その会員に限り町外在住者も参加できるものとする。

2 参加者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 単なる要望や苦情などの行政相談、特定の個人又は団体の権利に関する事項など、これからの町全体又は地域のまちづくりの推進に直接関係のない事項はテーマとして取り上げないこと。

(2) 放談等、騒ぎたてることをしないこと。

(3) 前2号に定めるもののほか、町長と語る会を妨害し、又は会場の秩序を乱すような行為をしないこと。

(テーマ)

第4条 町長と語る会のテーマは、これからの町全体又は地域のまちづくりの推進に関するもので、あらかじめ参加者から通知のあった事項とする。

(開催手続)

第5条 町長と語る会を開催しようとするときは、原則として開催しようとする日の1か月以上前に開催申込書(様式第1号)により、提出しなければならない。この場合において、町長と語る会で取り上げるテーマの具体的な内容は、申込み時に明らかにしなければならない。

(会場)

第6条 町長と語る会の会場は、公民館等の公共施設とする。ただし、双方が協議し、公共施設以外の場所でも開催することができる。

2 会場使用料等が必要な場合は、申込み者が負担するものとする。

(開催時間)

第7条 開催時間は概ね2時間以内とする。

(出席者)

第8条 町長と語る会には、町長が出席するものとする。ただし、町長が特に必要と判断した場合、説明員として職員を出席させることができる。

(庶務)

第9条 町長と語る会の庶務は、総務課が行う。テーマによっては業務を所掌する課等が会議に出席し、取りまとめを行い、様式第2号により総務課へ報告する。

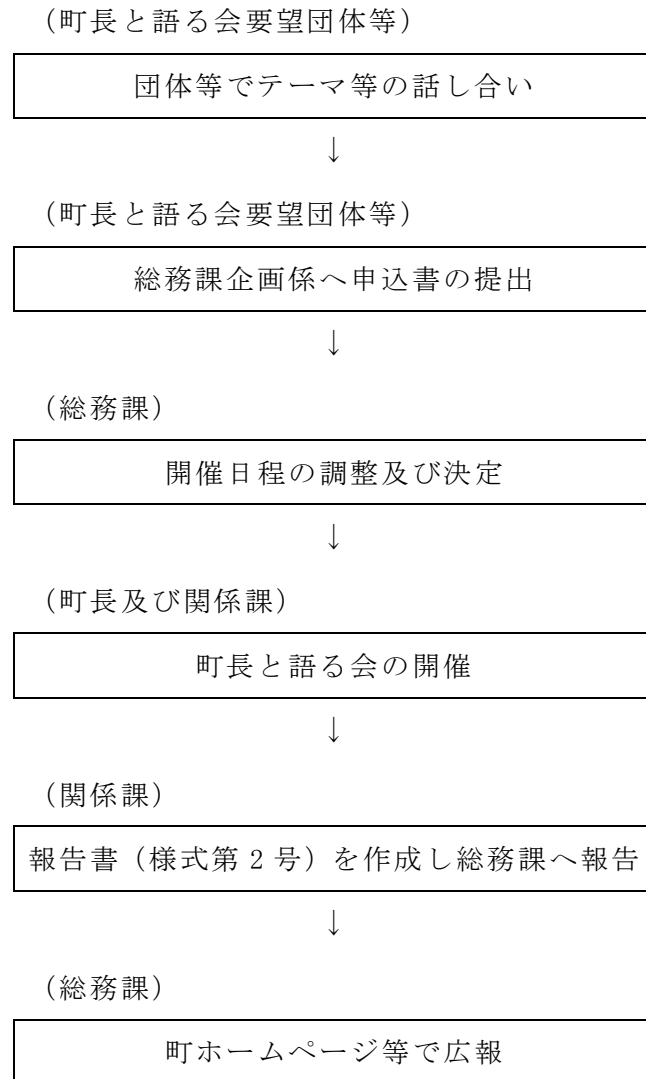
(その他)

第10条 その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から実施する。

町長と語る会手続きフロー



注意点

- 当日の進行は申込者側で担当してください。
- 町長以外にテーマの関連職員が出席する場合があります。
- 当日交わされた意見、要望等については、記録を行い、必要な事項については関係課等へ連絡し町政運営の参考とさせていただきます。
- 町長と語る会については、経過及び結果を西桂町ホームページ等で広報させていただきます。